

福島県消費者基本計画の概要

第1

基本的な考え方

- 1 策定趣旨** 消費者を取り巻く環境の変化や新たな課題等に適切に対応した消費者政策を推進するため、計画的・安定的な取組推進の前提として策定。
- 2 位置づけ** 福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例第6条、消費者基本法第4条及び消費者安全法第4条第1項に基づく計画。消費者教育の推進に関する法律第10条第1項に基づく消費者教育推進計画。
- 3 計画期間** 令和4年度から令和7年度までの4年間

第2

消費者を取り巻く現状と課題

○消費者を取り巻く経済・社会環境の変化

- ・全国を上回るスピードでの高齢化の進行及び高齢単身世帯の比率の増加による消費者トラブルの潜在化の懸念
- ・ICT（情報通信技術）の進展、決済手段の多様化・高度化に伴う消費者トラブルの複雑化
- ・インターネットを介した個人間売買の増加に伴う消費者トラブルの複雑化
- ・成年年齢の引き下げにより新たに成人となる若者の消費者被害拡大の懸念、デジタル機器利用の低年齢化による消費者被害の拡大の懸念
- ・消費者個人の国際的な取引や外国人住民数の増加による多様な文化的背景をもつ相談への対応
- ・SDGs（持続可能な開発目標）の理念を踏まえた、環境に配慮した商品やフェアトレード商品の選択等のエシカル消費の推進
- ・災害や感染症の流行などの非常時や緊急時の消費者被害の未然防止・拡大防止、消費者自身が合理的に判断し行動するための消費者教育
- ・自家消費野菜の放射能検査による食の安全・安心の確保及び正確な知識や情報の普及と理解促進の取組
- ・自ら考え自ら行動することで合理的な意思決定を行う自立した消費者の能力を身につけるための消費者教育の推進

第3

基本理念

○本計画における基本理念

「県民だれもが、自ら考え自ら行動できる自立した消費者として、安心して豊かな消費生活を営むことができる、消費者被害のない安全で持続可能な社会の実現」

○目指すべき社会の実現に必要な視点

- ・消費者の権利の確立を基本とした消費者の自立の支援
- ・消費者の安全確保等に関する事業者による適正な事業活動
- ・消費者の個別性や多様性への配慮
- ・環境への負荷低減その他の環境の保全への配慮

第4

施策の展開

1 消費者被害の防止と救済

- (1) 消費生活相談体制の充実・強化
- (2) 市町村の消費生活相談窓口に対する支援
- (3) 多重債務問題への対応
- (4) 関係機関等との連携

2 安全・安心な消費生活の確保

- (1) 商品等の表示等の適正化、消費生活取引の適正化
- (2) 消費者の安全確保
- (3) 食品の安全性の確保
- (4) 地域での見守り体制の整備

3 震災からの復興に向けた取組

- (1) 食の安全・安心の推進
- (2) 自家消費野菜等の放射能検査の取組
- (3) 食に関する風評払拭の取組

4 消費者教育の推進

- (1) 消費者の個別性や多様性に配慮した体系的な消費者教育の推進
- (2) 若年者への消費者教育の充実・強化
- (3) 高齢者の消費者被害の未然防止
- (4) 社会情勢の変化に対応した消費者教育、情報提供
- (5) 多様な教育の担い手との連携

第5

推進体制 進行管理

- 1 推進体制** 県民、消費者団体、事業者、事業者団体等、市町村、他都道府県、国と連携し、取組を計画的・効果的に推進。
- 2 進行管理** 毎年度、施策の取組状況や目標の達成状況等について取りまとめ、福島県消費生活審議会及び福島県消費者教育推進地域協議会に報告し、県HPで公表。